

資金種類	資金使 途 ・ 対 象 経 費
生業費	生業を営むのに必要な経費（おもに新規開業・事業継続のための経費）
技能習得費	生業を営みまたは就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費および当該技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚、出産、葬祭にかかる経費 ・ 日常生活の便宜を図るための小規模な住居等の改修・設備に係る費用 ・ 就職または技能を習得するために支度する費用
福祉費(住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費 ・ 高齢者や障害者が在宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事 ・ 風雨等による被害を防止するための住宅補強、土砂崩れ等のおそれがある場合の補強費用、土砂崩れ等によるたい積土砂等の排除、敷地の整備等に要する費用
転宅費	敷金・礼金・権利金・前家賃等の費用、契約更新費用、引越し費用
障害者自動車購入費	障害者本人もしくは障害者と生計を同一にする者が障害者の日常生活の便宜を図るために自動車を購入するために必要な経費
障害者等福祉用具購入費	障害者または高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費
中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等に対し、国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が、当該期間について保険料の追納に要する経費
修学費	就学するのに必要な経費（授業料、施設整備費、実験実習費、教科書等学用品購入費、修学旅行積立金、部活動費、通学費、アパート等の下宿費用）
就学支度費	入学に際し必要な経費（入学金、制服等購入経費、教科書等学用品購入費）
療養費	低所得世帯・高齢者世帯に属する者の負傷または疾病の療養に必要な経費および当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費（原則 1 年以内とし、特に必要な場合は 1 年 6 ヶ月まで対象とする）
介護等費	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に属する者が介護保険法による介護給付の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費または障害者自立支援法による障害福祉サービス等を利用するために必要な経費および当該介護サービスまたは障害福祉サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費（原則 1 年以内とし、特に必要な場合は 1 年 6 ヶ月までを対象とする）
災害援護資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費
緊急小口資金	<p>つぎの理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき 給与等の盗難または紛失によって生活費が必要なとき 火災等被災によって生活費が必要なとき 年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要なとき 会社からの解雇、休業等による収入減 滞納していた税金、国保、年金保険料、公共料金の支払による支出増 事故等により損害を受けた場合による支出増（ただし、日常生活に支障をきたす場合に限る） 社会福祉施設等から退出に伴う賃貸住宅入居に伴う費用の支払による支出増</p>